

# 電気通信紛争処理委員会の実績と 今後果たすべき役割

令和3年12月24日

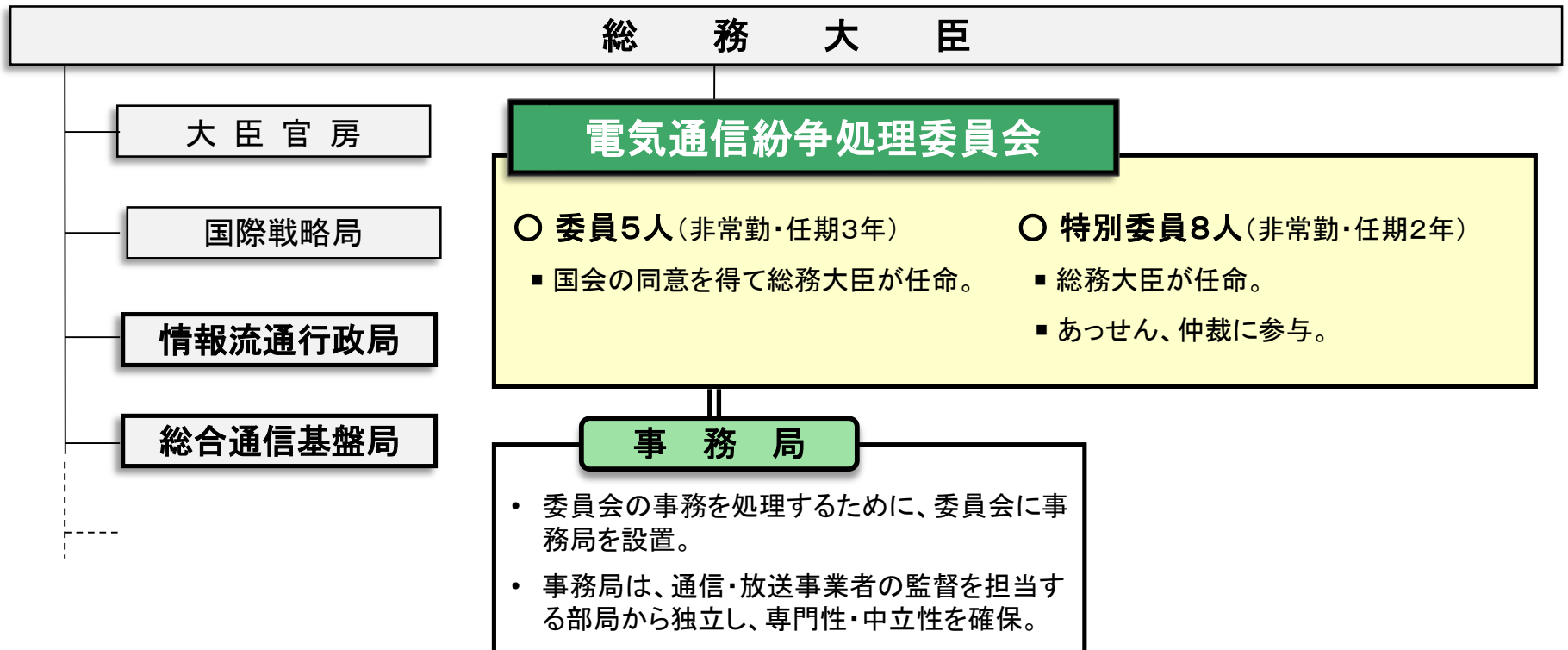
総務省

電気通信紛争処理委員会

委員長 田村 幸一

1. 委員会の設置・組織	.....	2
2. 委員及び特別委員	.....	3
3. 委員会の機能	.....	4
4. 紛争の種類と紛争処理手続	.....	6
5. これまでの紛争処理の実績	.....	7
6. これまでの紛争処理の傾向	.....	9
7. 競争ルールの改善への貢献	.....	10
8. 今後果たすべき役割	.....	12

- 電気通信紛争処理委員会は、電気通信事業者間、放送事業者間等の紛争を迅速・公正に処理するため、電気通信事業法に基づき、総務省に設置された機関。
  - 平成13年11月、電気通信市場におけるサービスの高度化・多様化に伴う電気通信事業者間の紛争の増加・複雑化に対応し、電気通信設備の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として「電気通信事業紛争処理委員会」が発足。
  - 平成23年6月には、放送法等の一部を改正する法律により、ケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者との間の再放送の同意に関する紛争処理機能が追加され、名称も「電気通信紛争処理委員会」に変更。



## 2. 委員及び特別委員

【委員】5人 任期満了日：令和4年12月2日

法律		経済・会計		通信工学
<b>【委員長】</b> たむら こういち <b>田村 幸一</b> 弁護士 元高松高等裁判所長官  令和元年12月～(1期)	こづか そういちろう <b>小塚 莊一郎</b> 学習院大学法学部教授 (商法)  令和元年12月～(1期)	みお みえこ <b>三尾 美枝子</b> 弁護士  令和元年12月～(1期)	おの たけみ <b>小野 武美</b> 東京経済大学 経営学部教授 (会計学)  平成25年12月～(3期)	<b>【委員長代理】</b> あらかわ かおる <b>荒川 薫</b> 明治大学 総合数理学部長・教授 (情報通信工学)  平成25年4月～(4期)

【特別委員】8人 任期満了日：令和5年11月29日

法律		経済・会計		通信工学
あおやぎ ゆか <b>青柳 由香</b> 法政大学法学部教授 (経済法)  平成27年11月～(4期)	よしば ひろこ <b>葭葉 裕子</b> 弁護士  平成29年11月～(3期)	おおたか さとる <b>大雄 智</b> 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授 (会計学)  令和3年11月～(1期)	しらやま しんいち <b>白山 真一</b> 公認会計士 上武大学ビジネス情報学部 国際ビジネス学科教授  令和元年11月～(2期)	さなだ ゆきとし <b>眞田 幸俊</b> 慶應義塾大学理工学部 電気情報工学科教授 (通信・ネットワーク工学)  平成29年11月～(3期)
すぎやま えつこ <b>杉山 悦子</b> 一橋大学大学院 法学研究科教授 (民事訴訟法・ADR)  令和元年11月～(2期)		おおはし ひろし <b>大橋 弘</b> 東京大学公共政策大学院 院長・教授、大学院経済学 研究科教授 (産業組織論) 平成27年11月～(4期)		やいり いくこ <b>矢入 郁子</b> 上智大学 理工学部情報理工学科 准教授 (通信・ネットワーク) 平成27年11月～(4期)

### 3. 委員会の機能

#### あっせん・仲裁

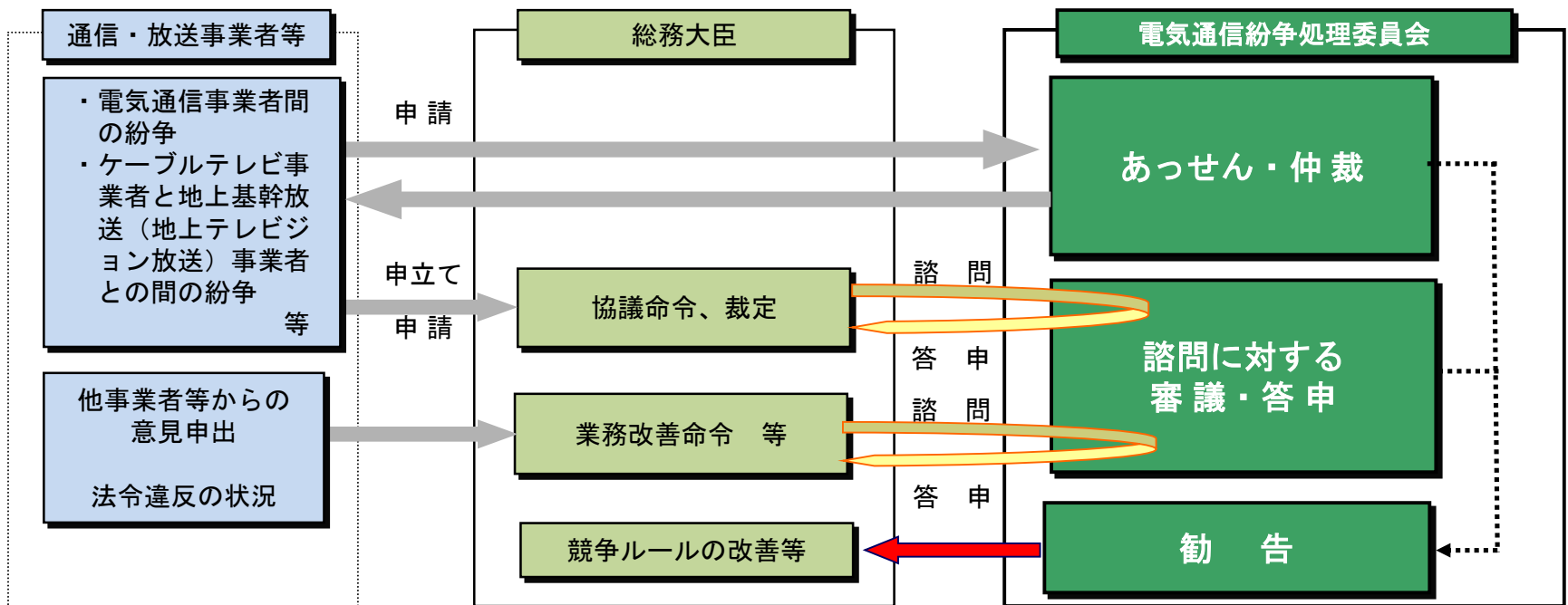
- 電気通信事業者間の接続に関する紛争、ケーブルテレビ事業者と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間の再放送の同意に関する紛争等に対し、「あっせん」又は「仲裁」を実施。

#### 諮問に対する 審議・答申

- 総務大臣が、接続協定に関する協議命令や裁定、再放送の同意に関する裁定、業務改善命令などの行政処分を行う際、諮問を受け、審議・答申。

#### 勸告

- あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勸告。



#### 相談

- 事務局に相談窓口を設け、事業者等間の紛争等に関する相談に対応。





## 《あっせん》

- あっせんは、あっせん委員が間に入り、紛争当事者相互の歩み寄りを促すことにより、問題の迅速な解決を図る手続。
- 両当事者の合意により進められる手続のため、強制されることはない。
  - ✓ あっせん委員は、委員及び特別委員の中から、事案ごとに委員会が通例3人程度を指名。
  - ✓ あっせん委員は、必要に応じ、あっせん案を作成し、当事者に提示することができる。

## 《仲裁》

- 仲裁は、紛争当事者が仲裁委員の行う仲裁判断に従うことに合意した上で行われる手続。
- 紛争当事者は、仲裁判断に不満があっても、手続上瑕疵がある場合を除いて、これに従わなければならない。
- 仲裁委員の行う仲裁判断は、裁判所による確定判決と同一の効力を有する。
  - ✓ 仲裁委員は、委員及び特別委員の中から、原則として当事者が合意により選定した者3人を、委員会が指名。

## 4. 紛争の種類と紛争処理手続

紛争の種類	
紛争当事者	協議の内容
電気通信事業者  電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信設備の接続に関する協定</li> <li>電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定</li> <li>卸電気通信役務の提供に関する契約</li> </ul>
コンテンツ配信事業者等  電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約</li> </ul>
ケーブルテレビ事業者  基幹放送事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>地上基幹放送(地上テレビジョン放送)の再放送に係る同意</li> </ul>
無線局を開設・変更しようとする者  他の無線局の免許人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約</li> </ul>

協議不調



紛争処理手続	
委員会	総務大臣
あつせん仲裁	<b>協議命令裁定</b> (委員会は諮問を受けて審議・答申)
あつせん仲裁	—
あつせん仲裁	—
あつせん仲裁	<b>裁定</b> (委員会は諮問を受けて審議・答申)
あつせん仲裁	—

# 5. これまでの紛争処理の実績

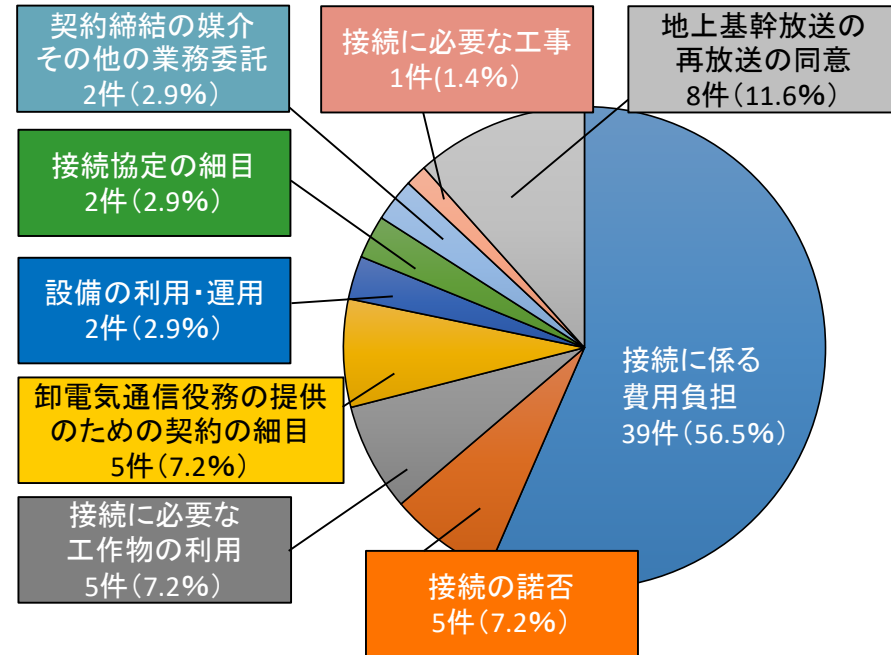
(令和3年3月31日現在)

- 委員会は、これまで**69件の「あっせん」事案**、**3件の「仲裁」事案**、**11件の「諮問に対する審議・答申」事案**を処理。また、**3件の「勧告」を実施**。加えて、事務局に相談窓口を設け、紛争が本格化する前の事業者からの相談に対応。
- このうち「あっせん」事案については、大半が電気通信設備の接続に関するものであり、中でも費用負担に関するものが全体の半数以上を占める。**平均して約3ヶ月で処理されており、約6割が合意成立により解決**。

## 紛争処理等の件数

紛争処理等の種類	件数
あっせん	69 件
仲裁	3 件
諮問に対する審議・答申	11 件
勧告	3 件

## あっせん事案の内容



## あっせん事案の処理結果



注1:「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件16件及びあっせん案の受諾により解決した事件28件の合計。

注2:「不実行」とは、一定の場合(他方当事者があっせんを拒否した場合、相手の社会的信用の低下を目的としていると認められる場合等)に委員会があっせんしないこと。



## 1 あっせん 69件

(再掲)

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (39件)
- 「接続の諾否」に関する件 (5件)
- 「接続協定の細目」に関する件 (2件)
- 「卸電気通信役務の提供のための契約の細目」に関する件 (5件)
- 「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件 (2件)
- 「地上基幹放送 (地上テレビジョン放送) の再放送に関する同意」に関する件 (8件)
- 「接続に必要な工作物の利用」に関する件 (5件)
- 「設備の利用・運用」に関する件 (2件)
- 「接続に必要な工事」に関する件 (1件)

## 2 仲裁 3件

(※いずれも、他方事業者が申請を行わず、仲裁は不実行。その後、あっせんや大臣命令に移行。)

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (2件)
- 「接続に必要な工事」に関する件 (1件)

## 3 諮問・答申 11件

- 業務改善命令 (3件)
- 接続に関する協議再開命令 (3件)
- 接続協定等の細目に関する裁定 (3件)
- 土地等の使用に関する認可 (1件)
- 地上基幹放送 (地上テレビジョン放送) の再放送の同意に関する裁定 (1件)

## 4 勧告 3件

- 他事業者によるNTT局舎の利用に関するルールの整備 (1件)
- 通信事業者間の接続において適正な料金設定を行い得る仕組みの整備 (1件)
- MVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の検討 (1件)

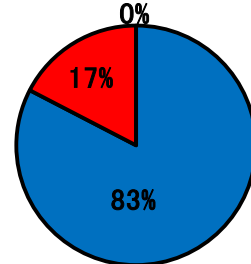
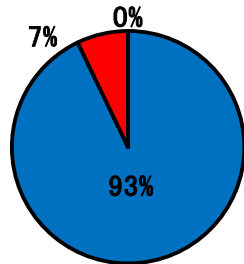
## 6. これまでの紛争処理の傾向

- 処理内容の内訳の推移をみると、委員会発足当初の第1期は、電話やADSLなど「固定」の比率が高かったが、第2期以降は、モバイル通信の重要性の高まりを受け、MNO間やMNOとMVNOの紛争など、「モバイル」の比率が増加している。
- 第3期には、平成23年に放送法改正によりケーブルテレビ事業者と地上基幹放送事業者との間の再放送同意に関する紛争が処理対象に追加されたことにより、「放送」の比率が高くなっている。
- 処理件数の年度別推移をみると、近年の全体的な傾向として、「あっせん」事例や「諮問に対する審議・答申」事例等の積み重ねによる契約慣行化、競争ルールの整備等により、紛争が未然に防止されるようになったと考えられ、紛争は落ち着いてきている。

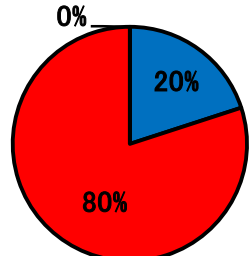
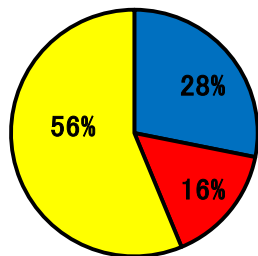
### 処理内容の内訳の推移(5年度ごと)

■ 固定 ■ モバイル ■ 放送

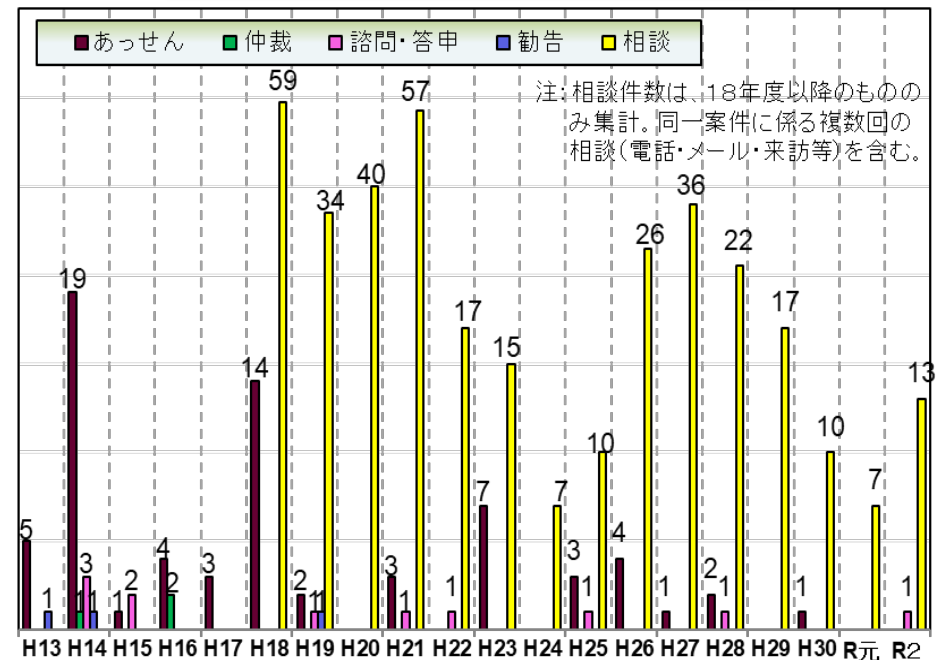
H13～17年度(第1期) H18～22年度(第2期)



H23～27年度(第3期) H28～R2年度(第4期)



### 処理件数の年度別推移



- 紛争処理は、個々の事案の解決にとどまらず、事業者間の自主的な契約慣行や総務省におけるルール整備につながることもある。
- 競争ルールの改善等について意見がある場合に行う総務大臣に対する「勧告」は、これまで3件の実績あり。

番号	発出日	概要
1	平成14年2月26日	<p><b><u>コロケーションのルール改善に向けた勧告</u></b></p> <p>〈参考〉本勧告の関連事案 イー・アクセス㈱によるNTT東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用に係るあっせん申請(合意により解決)</p>
2	平成14年11月5日	<p><b><u>接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告</u></b></p> <p>〈参考〉本勧告の関連事案 平成電電㈱からの申請を受けた、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定</p>
3	平成19年11月22日	<p><b><u>接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告</u></b></p> <p>〈参考〉本勧告の関連事案 日本通信㈱からの申請を受けた、NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定</p>

## (参考) 勧告の具体例

- 紛争処理は、個々の事案の解決にとどまらず、事業者間の自主的な契約慣行や総務省における競争ルール整備につながることがある。
- 競争ルールの改善等について意見がある場合に行う総務大臣に対する「勧告」は、これまで3件の実績あり。
- 例えば、以下のとおり、平成19年11月、日本通信とNTTドコモとの間のMVNO事業に関する総務大臣裁定事案に関し、裁定内容のガイドラインへの反映、接続料算定の在り方の検討等の勧告を行っている。

### ◆ 申請(平成19年7月9日)

PHSを利用してMVNO事業を行っている日本通信(株)が、(株)NTTドコモの携帯電話網(3G)を利用したMVNO事業を行うことを希望したが、同社との接続協議が調わないことから、接続協定の細目に係る裁定を総務大臣に申請。

### ◆ 諮問(同年9月21日)

本件接続における料金設定は、「エンドエンド料金」としMVNO事業者に利用者料金設定権を認めることが相当。また、接続料の料金体系は、帯域幅課金とすることが相当。接続料の金額等については、細目の協議に至っておらず、裁定を行わない。

### ◆ 総務大臣に対する答申(同年11月22日)

諮問内容は概ね適当であるが、帯域幅課金については、ネットワークの輻輳対策について協議が調うことを条件とすることが適当。

### 総務大臣に対する勧告(同年11月22日)

裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映させることのほか、接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じること。

### ◆ その後の状況

- 同年11月30日、答申に沿い総務大臣裁定が行われた。
- NTTドコモは、MVNOとの接続料を帯域幅課金とする接続約款を、レイヤー3接続については平成20年7月28日、レイヤー2接続については平成21年3月6日に総務大臣に届け出た。
- 総合通信基盤局においては、勧告も踏まえて、MVNOガイドラインを平成20年5月19日に改定した。その後も、接続料の算定方法等について、累次の検討、ルール整備を行っている。

## 8. 今後果たすべき役割

- 電気通信紛争処理委員会は、平成13年11月の発足以降、これまで、「あっせん」、「諮問に対する審議・答申」、「勧告」等を通じて、主に固定通信、さらに近年はモバイル通信を中心に、電気通信設備の接続に関する紛争等の迅速かつ公正な解決に貢献。



- モバイル市場をはじめとし、情報通信の分野は、技術・サービスの高度化・多様化が激しい分野。事業者間の協議が一層高度化・複雑化し、新たな紛争事案が生じてくるものと考えられる。また、電気通信分野における新たな制度創設に伴う委員会の機能追加が見込まれている。

(例) 5Gの機能開放等に関する  
新たな課題への対応

電波割当て済み周波数の  
再編に関する対応

- 委員会発足時や平成23年の放送法改正時の経緯からすると、こうした状況の下では新たな紛争事案が増加する可能性が高いと考えられる。



- こうした事案に着実に対応すべく、今後も、
  - ① 具体的な紛争処理事例の情報発信等による関係事業者における理解増進・認知度向上
  - ② 事業者間協議の実態や将来に関する調査等を通じた迅速かつ公正な紛争処理機能の確保
  - ③ 手続のオンライン化等、紛争処理制度の利用に当たっての当事者における利便性向上等に取り組むことにより、多くの紛争解決に寄与し、我が国の情報通信分野の発展に貢献していくことが重要と考える。